

- 2 公共交通特定事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 公共交通特定事業の対象となる特定旅客施設又は特定車両
 - (2) 公共交通特定事業の内容
 - (3) 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
- 5 前2項の規定は、公共交通特定事業計画の変更について準用する。

(公共交通特定事業計画の認定)

- 第8条 公共交通事業者等は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、公共交通特定事業計画が重点整備地区における移動円滑化を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認定の申請があった場合において、前条第2項第2号に掲げる事項が基本方針及び移動円滑化基準に照らして適切なものであり、かつ、同項第2号及び第3号に掲げる事項が当該公共交通特定事業を確実に遂行するために技術上及び資金上適切なものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 3 前項の認定を受けた者は、当該認定に係る公共交通特定事業計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。
 - 4 第2項の規定は、前項の認定について準用する。
 - 5 主務大臣は、第2項の認定を受けた者が当該認定に係る公共交通特定事業計画（第3項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

【委 任】

(公共交通特定事業の実施に係る命令等)

- 第9条 市町村は、第7条第1項の規定による公共交通特定事業が実施されていないと認めるときは、公共交通事業者等に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた公共交通事業者等が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣に通知することができる。
 - 3 主務大臣は、前項の規定による通知があった場合において、公共交通事業者等が正当な理由がなくて第1項の公共交通特定事業を実施していないと認めるときは、当該公共交通事業者等に対し、当該公共交通特定事業を実施すべきことを勧告することができる。
 - 4 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた公共交通事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該公共交通事業者等の事業について高齢者、身体障害者等の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、第5条第3項の規定により命令をすることができる場合を除くほか、当該公共交通事業者等に対し、移動円滑化のために必要な措置を講ずべき旨の命令をすることができる。ただし、鉄道事業法その他の法律の規定で政令で定めるものによる事業改善の命令がある場合にあっては、当該命令によるものとする。

【委 任】

【罰 則】

(道路特定事業の実施)

- 第10条 第6条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による道路特定事業は、当該道路が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
 - 4 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 道路特定事業を実施する道路の区間
 - (2) 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - (3) その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- 5 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 6 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第20条第1項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第23条第1項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に求めるときは、当該道路特定事業計画に当該道路特定事業の実施に要する費用の概算及び道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。
- 7 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、公共交通事業者等及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。
- 8 前3項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

【委 任】

（交通安全特定事業の実施）

- 第11条 第6条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の規定による交通安全特定事業（第2条第12項第1号に掲げる事業に限る。）は、当該信号機等が、重点整備地区における移動円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
 - 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1）交通安全特定事業を実施する道路の区間
 - （2）前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
 - （3）その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
 - 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならない。
 - 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。
 - 6 前2項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。

【委 任】

（一般交通用施設又は公共用施設の整備等）

- 第12条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた一般交通用施設又は公共用施設の管理者（国又は地方公共団体を除く。）は、当該基本構想の達成に資するため、その管理する施設について移動円滑化のための事業の実施に努めなければならない。

（土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例）

- 第13条 基本構想において定められた土地区画整理事業であって土地区画整理法第3条第3項又は第3条の2から第3条の4までの規定により施行するものの換地計画（基本構想において定められた重点整備地区の区域内の宅地について定められたものに限る。）においては、特定旅客施設、一般交通用施設又は公共用施設で国、地方公共団体、公共交通事業者等その他政令で定める者が設置するもの（同法第2条第5項に規定する公共施設を除き、基本構想において第6条第2項第4号に掲げる事項として土地区画整理事業の実施に関しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。）の用に供するため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地区画整理事業を施行する土地の区域内の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整理法第104条第11項及び第108条第1項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同法第108条第1項中「第3条第3項若しくは第4項」とあるのは「第3条第3項」と、「第104条第11項」とあるのは「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第13条第2項において準用する第104条第11項」と読み替えるものとする。
 - 3 施行者は、第1項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第103条第4項の規定による公告があった日における従前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。

ない。同法第109条第2項の規定は、この場合について準用する。

4 土地区画整理法第85条第5項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。

5 第1項に規定する土地区画整理事業に関する土地区画整理法第123条、第126条、第127条の2及び第129条の規定の適用については、同項から第3項までの規定は、同法の規定とみなす。

【委 任】

(地方債の特例等)

第14条 地方公共団体が、第8条第2項又は第3項の規定により認定を受けた公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業に関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第5号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第4章 指定法人

(指 定)

第15条 主務大臣は、旅客施設及び車両等に係る移動円滑化を促進することを目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人であって、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、同条に規定する事業を行う者として指定することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者（以下「指定法人」という。）の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(事 業)

第16条 指定法人は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業の実施に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

(2) 公共交通事業者等に対して、移動円滑化のための事業の実施に関し必要な助言、指導、資金の支給その他の援助を行うこと。

(3) 公共交通事業者等による移動円滑化のための事業に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公共交通事業者等による移動円滑化のための事業を促進するために必要な業務を行うこと。

(公共交通事業者等の指定法人に対する通知)

第17条 公共交通事業者等は、指定法人の求めがあった場合には、主務省令で定めるところにより、移動円滑化のための事業の実施状況を当該指定法人に通知しなければならない。

【委 任】

【罰 則】

(改善命令)

第18条 主務大臣は、指定法人の第16条に規定する事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(指定の取消し等)

第19条 主務大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第5章 雑 則

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第20条 国は、移動円滑化を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、移動円滑化に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

3 国は、広報活動等を通じて、移動円滑化の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 地方公共団体は、国の施策に準じて、移動円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国民は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めなければならない。

(運輸施設整備事業団の業務の特例)

第21条 運輸施設整備事業団（以下「事業団」という。）は、運輸施設整備事業団法（平成9年法律第83号。以下「事業団法」という。）第20条第1項から第3項までに規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

(1) 移動円滑化のための事業であって主務省令で定めるものを実施する公共交通事業者等に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部について、予算で定める国の補助金の交付を受け、これを財源として、補助金を交付すること。

(2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により事業団の業務が行われる場合には、事業団法第13条第3号中「若しくは同条」とあるのは「、同条」と、同号中「その他の者」とあるのは「その他の者若しくは高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者等移動円滑化法」という。）第2条第3項に規定する公共交通事業者等」と、事業団法第28条第1号中「並びに同条第2項の業務」とあるのは「、同条第2項の業務並びに高齢者等移動円滑化法第21条第1項の業務」と、事業団法第36条第2項中「及び第20条第2項第1号から第4号まで」とあるのは「並びに第20条第2項第1号から第4号まで及び高齢者等移動円滑化法第21条第1項第1号」と、事業団法第38条第2項及び第39条第1項中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者等移動円滑化法」と、事業団法第45条第3号中「第20条第1項から第3項まで」とあるのは「第20条第1項から第3項まで又は高齢者等移動円滑化法第21条第1項」とする。

3 主務大臣は、第1項第1号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、財務大臣と協議しなければならない。

【改正注記】

【委 任】

【未施行条文】

(報告及び立入検査)

第22条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、主務省令で定めるところにより、公共交通事業者等に対し、移動円滑化のための事業に関し報告をさせ、又はその職員に、公共交通事業者等の事務所その他の事業場若しくは車両等に立ち入り、旅客施設、車両等若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定法人に対し、その事業に関し報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

【委 任】

【罰 則】

(主務大臣等)

第23条 第3条第1項、第3項及び第4項における主務大臣は、同条第2項第2号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

2 第5条、第8条第1項から第3項まで及び第5項、第9条第2項から第4項まで、第15条、第18条、第19条、第21条第3項並びに前条第1項及び第2項における主務大臣は国土交通大臣とし、第6条第8項及び第9項（これらの規定を同条第10項において準用する場合を含む。）における主務大臣は国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣とする。

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。ただし、第11条第2項における主務省令は、国家公安委員会規則とする。

4 この法律による権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

【改正注記】

【委 任】

(経過措置)

第24条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に対する経過措置を含む。）を定めることができる。

第6章 罰 則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。